

2025年4月2日

大阪市長
横山 英幸様

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>
〒536-0008 大阪市城東区関目 6-4-2-103
山川よしやす(事務局長) 電話 090-8536-3170

万博協会と締結した万博会場(夢洲1区)の 「土地使用貸借契約」の解除を求める請願書

【請願趣旨】

私たちは危険な夢洲に集客施設をつくることに懸念を持ち、万博やカジノを中止することを求めて活動しています。大阪市は、大阪・関西万博の開催に伴い市有地である夢洲1区について日本国際博覧会協会(以下、協会)と「土地使用貸借契約(以下、貸借契約)」を締結しました。

しかし夢洲は行政の位置づけでは「北港処分地」とされ、1区は、一般廃棄物・産業廃棄物を埋め立ており、「立ち入り禁止区域」に指定されている場所です。PCBなど毒物が埋設され、浚渫土砂の埋め立てにより現在もメタンガスをはじめ一酸化炭素、硫化水素、アンモニアなど有毒ガスが発生し続けています。これは大阪市、大阪市港湾局、万博協会も認めています。

2024年3月28日に1区で発生したガス爆発火災事故は、多くの市民に衝撃を与えました。大阪市がこうした場所を万博協会に提供し、貸借契約を続けることは日本国憲法の基本的人権の尊重の理念に反し、第25条で定める生存権を侵害するものです。

私たちは3月7日、大阪市長に「夢洲1区GWエリアと駐車場部分の使用貸借についての質問と要請書」を郵便書留で提出(回答期限3月21日)しました【資料①参照】。その中で、汚染土壌での覆土の実態、ガス抜き管の現状、昨年3月28日のメタンガス爆発事故後の対応などについて見解を問い、契約の解除を求めました。大阪市からは、「4月末には回答を出したい」という連絡がありました。しかし、万博が始まり事故が起こっては遅すぎます。早急に回答していただきたく、請願書をじかに市長に手交するものです。

＜請願の理由＞

1. 夢洲1区は集客施設の建設を想定せずに埋め立てられた場所

夢洲1区は集客施設をつくることは想定せずに有害物質や汚泥などで埋め立てられています。有毒ガスが常時発生し、ガスの対策と管理が義務付けられている管理型最終処分場で、立ち入り禁止区域とされてきた場所です。有毒ガスの発生は今後10年以上続くと予想されています。

2. 集客施設をつくってはいけない土地を万博協会に貸す契約は憲法違反

大阪市は2022年10月3日、協会と夢洲1区(GWエリア)の貸借について「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」を結んでいます。また、2023年9月21日に夢洲1区(団体駐車場使用部分)についてもほぼ同様の契約を結んでいます。大阪市は契約以前から当該土地の管理をしており、集客施設には適さないことを判断できたはずですが、憲法25条の「生存権」を侵害する行為であり、貸し手として重大な責任があります。

3. 昨年3月28日のメタンガス爆発火災事発生のタイミングで契約解除すべき

2023年11月の国会で、福島みずほ参議院議員が夢洲1区は爆発の危険性があることを指摘しました。当時の自見万博担当大臣は「大気に拡散しており問題ない」と答弁しましたが、2024年3月28日、当該土地にあるトイレの工事中にメタンガス爆発火災事故が起き、懸念が現実のものとなりました。集客施設には適さないことが明白になったこのタイミングで協会と協議し、契約を解除すべきでした。しかし、大阪市長は契約解除の決断をせず今も危険な中、工事は続行されています。

4. 協会に安全対策について質問したが、中味のある回答がない

以下①②のように、開幕まで1か月を切ったこの時期になっても、協会は安全対策について答えようとせず、主催者としての説明責任を果たそうとしません。私たちの不安は増すばかりです。

①協会への質問状の提出

私たちは協会に対して、2月21日郵便書留で質問状【資料②参照】を送付しています。その中で、万博用地を夢洲1区に拡張した理由、工事の際汚染土壌で覆土する理由、ガス抜き管が有効に機能しているのか、ガス抜き管の安全な場所への移設などについて質問しました。しかし回答期限の3月7日を過ぎても回答はなく、「回答が遅れる」との連絡もありません。

②協会に電話での問い合わせ

当会は2～3月にかけて電話でも安全性について様々な問い合わせをしました【資料③参照】。例えば、「開幕すれば毎日ガス濃度を発表すると言っていたが、どの場所で何時におこなうのか」、「場内での飲食店の火の扱いはどうなっているのか」などです。会場での安全性確保のために重要なことであり、公表すべきことばかりです。しかし、協会からは「現時点で発表できる内容はない」など無責任な答に終始しています。

5. カジノに反対する団体懇談会に対する協会の回答…命を軽視しているとしか思えない

「カジノに反対する団体懇談会」が行った夢洲1区の飲食店の火の取り扱いについての質問に対し、協会は3月12日に「プロパンガスの使用を認めています」と回答しています。2024年3月28日にメタンガス爆発事故が起こったエリアでプロパンガスの使用を認めるとは、命を軽視しており怒りを禁じ得ません。また、協会自らが言っていた毎日の有毒ガス濃度の公表について、具体的な方法を回答していません。

このように協会は安全策を第一にしているとは到底言えません。【詳細、別記】

6. 事故が起きたら、大阪市の責任は重大

万博の準備作業中や開幕後に有毒ガスや可燃性ガスが原因の事故や、汚染物質、汚染土が原因の事故・健康被害が起きれば、危険な場所だと知りながら市有地を貸した大阪市の責任は重大です。人命や健康は何より大切です。そして、事故の際の賠償は、協会はもちろん危険な場所と知りながら貸した大阪市も負うことになります。大阪市は今すぐ決断し、当該土地の契約を解除してください。

以下請願します。

【請願項目】

一、大阪市長は、速やかに万博協会との夢洲1区の契約部分土地の使用貸借契約を解除することを求める。

2025年4月11日(金)までに文書で回答していただくことをお願いします。

以上。

カジノに反対する団体懇談会による 万博協会に対する質問・要望書と回答についての詳細

※ 下線…当会で挿入

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)営業参加募集要領【三次公募】の「9 運営に関する留意点」には、「会場内における営業行為については、協会の定める各特別規則や規定、基準及び協会の指示に従っていただきます」と記載されている。

そして、「9.10 禁止事項」の項には、「営業参加者は、次の行為をすることができません」とあり、その31ページの

(6)販売禁止品及び禁止行為の項目には、

「イ 火薬類、危険物のほか、爆発、発火、有毒ガス発生等の恐れがあるものや、武器、凶器、刃物類など、会場の秩序及び安全対策上不適当と認められるものの販売」としている。

さらに(7)裸火の禁止の項目には、

「フューチャーライフゾーン・西ゲートゾーンでは裸火を使用することはできません」と記載されている。

◆明らかに、プロパンガスの使用は、営業参加募集要領に反している。ガス爆発火災事故を引き起こした直後の記者会見で、藁田整備局長が火器を使用しないとした趣旨の説明と異なっている。

◆以下、カジノに反対する団体懇談会による万博協会に対する質問・要望書と回答の一部である。

カジノに反対する団体懇談会_質問・要望書

質問

1. 会場内および周辺的安全確保の徹底を行うこと。

(1)貴協会は、会場内及び周辺の「メタンガス」発生濃度を、地区ごとに毎日測定し、毎朝報道機関に公表する予定だと聞きます。測定は、1区、2区ともの測定実施を求めます。また、結果次第での安全確保をどのように公報するのかお示しください。

具体的には爆発危険濃度(VOL)のガス抜き管が判明した場合、入場・立ち入り禁止の措置等を取られるのでしょうか。

さらに1区は「火気厳禁」だと聞きますが、食品提供する店については、ガスボンベが許可されるなどと聞きおよびます。ガスボンベが「火気厳禁」の中で使用されるのは危険です。ガスボンベの許可を取り消してください。

回答

会期中は、専門家の指導の下、会場内全域のガス濃度の測定・安全確認を常時行う体制を構築し、安全確認の状況について公表していきます。

(参考)https://www.expo2025.or.jp/news/news-20250221_03/ 2025/2/21 協会ホームページにてお知らせ済

1区におけるプロパンガス使用については、有識者へ構造等の事前確認及び運用等の助言を受け、協会及び出店事業者が、適正管理及び運用、また定期測定などに取り組むことで、プロパンガスの使用を認めます。

大阪市長
横山 英幸様

資料 1

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>
〒536-0008 大阪市城東区関目 6-4-2-103
山川よしやす(事務局長)電話 090-8536-3170

夢洲1区 GW エリアと駐車場部分の使用貸借についての質問と要請書

私たちは危険な夢洲に集客施設をつくることに懸念を持ち、万博やカジノを中止することを求めて活動しています。

夢洲1区は各種の有毒物質が埋められ有毒ガスが発生し、ガスの対策と管理が義務付けられている管理型最終処分場で、立ち入り禁止区域とされてきた場所です。このような集客施設をつくるには不適当な場所を大阪市が万博協会(以下、協会)に無償で使用させたこと(使用貸借契約)に対し、多くの疑問や要望があります。

このまま使用貸借契約を続けることは、憲法25条が定める生存権を脅かし続けることになります。貸した側の責任が厳しく問われるべきです。

以下の質問や要請について、2025年3月21日までに文書での回答をお願いします。

なお、大阪市で分からないことは、大阪広域環境施設組合や協会等へも問い合わせて回答していただくようにお願いします。横山市長は万博協会の副会長です。責任を持ってお答えください。

1. 大阪市と協会の夢洲1区の「市有財産使用貸借契約」について

大阪市は2022年10月3日、協会と夢洲1区(GWエリア)の貸借について「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」を結んでいます。また、2023年9月21日に夢洲1区(団体駐車場使用部分)についてもほぼ同様の契約を結んでいます。

(1)夢洲1区の使用貸借契約が結ばれたのは、大屋根リング建設で夢洲2区だけでは万博用地が足りなくなったことが理由ですか。

(2)契約場所は、有毒物質が埋められ、有毒ガスが発生しガスの対策と管理が義務付けられ、立ち入り禁止区域とされてきた場所です。労働者が働き、入場者が出入りすることを知りながら、なぜ、協会に貸したのですか。

2. GW エリアと団体駐車場部分の汚染土壌での覆土について

貸借契約の中で「盛り土をした上で、工作物等を整備する。その盛り土は夢洲内で発生する汚染土壌を使用する(第2条と第18条から要旨抜粋)」としています。使用される汚染土壌が現に働いている建設労働者や来場者の健康を害するのではないかを心配しています。

(1)なぜ、山土など汚染していない土ではなく、夢洲内で発生する汚染土壌を盛り土に使用する契約にしているのですか。

(2)GW エリアでは工作物が既に建てられています。夢洲のどこで発生した汚染土壌を盛り土に使ったのですか。大阪市で分からなければ、協会に問い合わせてお答えください。

(3)汚染土壌で盛り土をした後、協会は安全のためにどんな方法を取っていますか。更にその上に汚染していない土を覆土しているのですか。大阪市で分からなければ、協会に問い合わせてお答えください。

(4)盛り土に使う汚染土壌にどんな汚染物質がどんな濃度で含まれているのかを協会から報告を受けていますか。報告結果を教えてください。

報告を受けていないなら、貸し手の責任で報告を求めるべきです。どう対処されますか。

3. ガス抜き設備について

夢洲1区には地中にガス抜き管が縦横に敷設され、その交差した部分に地上2メートルの縦抜き管が設置されています。一昨年11月の国会で自見万博担当大臣はガス抜き管により空気中に拡散しているので大丈夫だと答弁しています。

ガス抜き管の役割について、大阪広域環境施設組合(以下、施設組合)に聞いたところ、「ガス抜き管は地中のガスの種類や濃度の計測のために設置されたもので、ガスの空中拡散は目的ではない。ガス抜き縦管は検知作業員の顔にガスが当たらないように地面から2メートルの高さに決められている。測定するときは地面から1.5メートルの所の窓でおこなう。高さが低い物は、沈んでいるので適宜継ぎ足している。地中のガス抜き管は約100メートル間隔であり、ガスを集められる範囲は一部に限られる」との回答でした。

ガス縦抜き管は2メートルの高さで、ガスを空中拡散するにはあまりにも低すぎます。

ガス抜き管の測定結果を見ると、二酸化炭素以外は毎日どこかで基準値を超え、測定器の計測器上限を超える日も多くあります。例えば、一酸化炭素の基準値は50ppmですが、それをはるかに超える計測上限の2000ppm以上を連日記録しています。1600ppm以上で、2時間以内に死に至るとされる高濃度です。

(1)ガス抜き管についての上記の施設組合の説明は事実ですか。

- ① ガス抜き管設置の主な目的はガスの測定のためですか。施設組合は、ガス抜き管を夢洲1区に敷設した当初、1区を巨大集客施設として用途変更することは想定していませんでした。従ってガス抜き管敷設が安全対策を目的としたガスの空中拡散ではなかったと答えています。所見を求めます。
- ②協会が夢洲1区を万博用地として使用貸借契約した後、安全対策を目的として新たなガス抜き管を敷設する工事は行なわれていますか。
- ③現在のガス抜き管の敷設状況では、管と管の間隔が広すぎて、一部のエリアのガスしか集められないと思います。ガス抜き管は労働者や入場者の安全確保に有効に機能していると思いますか。

(2)上記、自見万博担当大臣の「ガス抜き管により空中拡散しているので大丈夫」の答弁後にメタンガス爆発火災事故が起きました。現時点でこの答弁内容は正しいと思いますか。

(3)契約時、各種ガス発生についての協会への説明

- ①協会と使用貸借契約を結ぶときにガス縦抜き管から発生する各種ガスの測定結果を提供しましたか。伝えていないなら、その理由をお聞かせください。
- ②また、契約時に、発生しているガスの値が労働安全衛生法の基準値を超えていることやガス爆発の危険性について話しましたか。話していないなら理由をお聞かせください。
- (4)現在、夢洲1区内、協会に貸した部分の管理は、大阪市としてどんなことをおこなっていますか。また、施設組合はどんなことをおこなっていますか。

(5)大阪市との使用貸借契約の時に添付された『北港処分地「夢洲1区」平面図』で分かるように、GWエリアの南地域(3/28メタンガス爆発火災事故のあった周辺)では、最終埋め立て層にガス抜き管はほとんど敷設されていません。管の敷設が約100メートル間隔であることに加え、このことが昨年3月28日のメタンガス爆発事故や各種ガスの大量発生の一因ではありませんか。見解をお聞かせください。

(6)基準値を超える有毒ガスを排出しているガス縦抜き管の高さは2メートルです。これでは、横風で労働者や入場者が高濃度の有毒ガスを吸う危険性が極めて高いと思います。それを防ぐにはもっともっと高くすべきではありませんか。万博協会に進言などしていますか。

(7)協会は、以前からガス縦抜き管を人の立ち入らない場所に移設すると言ってきました。国会での辰巳孝太郎議員の質問に答え、「バックヤードに移設する。植栽で隠す」と答弁しています。これでは見

えなくしているだけで、とても安全になったとはいえません。現在の移設の詳細を教えてください。分かなければ、協会に尋ねてください。

①移設が終わった数と位置、移設が終わっていない数と今後の計画。

②移設の方法…周辺部は横抜き管を延長すれば容易かもしれませんが、GW エリアの中心部の移設方法を詳しく教えてください。

③移設された管の高さや直径などの仕様を教えてください。

(8)2024年6月に公表された「会期中の安全対策(メタンガス等)」11ページによると、「GW 工区と PW 工区は地表付近で繋がっているため、ガス抜き管のほか、地表付近のガスを大気中に放散しやすいよう舗装材料等を工夫し、マンホール蓋に通気孔をあける」となっています。

①その場所はどこで、何か所ですか。

②地表やマンホールから放散されるガスはどのように検知測定するのかをお答えください。

4. メタンガス爆発後の協議の有無や内容について

昨年3月28日のメタンガス爆発火災事故後に協会と協議をもちましたか。内容を教えてください。もし、協議していないなら、理由を教えてください。

5. 市有財産使用貸借契約解除の要請について

メタンガス爆発火災事故は協会に安易に貸したことへの警告だと受け止めるべきです。このまま協会に貸し続けると、労働者や入場者の命や健康を損なう恐れがあります。憲法の基本的人権の尊重という理念に反し、第25条で保障されている生存権を脅かす行為です。

協会との使用貸借契約をすぐに解除してください。解除しないなら、その理由を教えてください。

以上、詳しくご回答ください。

公益社団法人日本国際博覧会協会 会長 十倉雅和様

夢洲カジノを止める大阪府民の会 <https://vosakaf.net/>
〒536-0008 大阪市城東区関目 6-4-2-103
山川よしやす(事務局長)電話 090-8536-3170

万博会場の安全性に懸念を持っています。以下の疑問について 2025 年3月7日までに文書での回答をお願いします。

1. 万博用地を夢洲1区に拡張したことについて

- (1) 夢洲1区に万博用地が拡張されたのは大屋根リング建設で用地が足りなくなったことが理由ですか。
- (2) 夢洲1区は各種の有毒物質が埋められ、有毒ガスが発生しガスの対策と管理が義務付けられている管理型最終処分場で、立ち入り禁止とされてきた場所です。こんな場所で労働者を働かせ、不特定多数が出入りする万博に使うのは命や健康に関わる人権問題だと思います。見解をお聞かせください。

2. GW エリアと団体駐車場部分の汚染土壌での覆土について

2022 年 10 月 3 日、万博協会と大阪市は夢洲 1 区 (GW エリア) の貸借について「日本国際博覧会開催に係る市有財産使用貸借契約書」を結んでいます。また、2023 年 9 月 21 日に夢洲 1 区 (団体駐車場使用部分) についてもほぼ同様の契約を結んでいます。

その契約の中で「盛り土をした上で、工作物等を整備する。その盛り土は夢洲内で発生する汚染土壌を使用する(第 2 条と第 18 条から要旨抜粋)」としています。使用される汚染土壌が現に働いている建設労働者や来場者の健康を害するのではないかを心配しています。

- (1) なぜ、山土など汚染していない土ではなく、夢洲内で発生する汚染土壌を盛り土に使用する契約にしているのですか。
- (2) 汚染土壌で盛り土をした後、安全のためにどんな方法を取っていますか。更にその上に汚染していない土を覆土しているのですか。
- (3) 盛り土に使う汚染土壌にどんな汚染物質がどんな濃度で含まれているのかを検査しましたか。検査しているのなら、検査結果を教えてください。検査していないのなら、その理由を教えてください。

3. 発生する各種有毒ガスについて

発表される各種ガスの検出結果を見ると、基準値を超えている日があります。例えば東トイレの一酸化炭素の 8 月の地下ピットの値は毎日基準値 (50ppm) を超え、多くの日で計測器の上限値さえ超えていました。この状況だと工事は全く進められないと思います。このような発生状況の中で作業が行われているとするなら、労働者の健康が心配です。(労働安全衛生法違反)

また、8 月に比べ、9、10 月の一酸化炭素の検出値が大幅に下がっているのはどうしてでしょうか。

- (1) 基準値を超えている場合、どういう対応を取られているのでしょうか。
 - ① 室内で基準値超えの場合は工事がストップすると思いますが、地下ピットで基準値超えの場合も同様ですか。違いはありますか。
 - ② 通常取られている方法に加え、その日基準値超えであった場合の追加の対策を教えてください。
 - ③ 朝や午後 1 番に基準値を超えていたなら、基準値が下がるまで工事はストップしていると思います。不思議なのは朝 1 番の計測値が基準値を超え、その日の午後 1 番も超えている日が多数あることです。
 - (i) このような日は、追加の対策を取っても、基準値以下に抑えられなかったということですか。
 - (ii) こんな日は、工事は 1 日お休みにしていたのですか。

(2) 7, 8 月に比べ 9, 10 月の一酸化炭素の検出値は大幅に下がっています。理由を教えてください。

①新しく追加した対策が効果をあげたのですか。だとすれば、どんな対策ですか。

②あるいは、一酸化炭素の発生量そのものが減ったのですか。

4. ガス抜き設備について

夢洲 1 区には地中にガス抜き管が縦横に敷設され、その交差した部分に地上 2～3メートルの縦抜き管(えんとつのような物)が設置されています。一昨年 11 月の国会で自見万博担当大臣はガス抜き管により空気中に拡散しているので大丈夫だと答弁しています。

ガス抜き管の役割について、大阪広域環境施設組合(以下、施設組合)に聞いたところ、「ガス抜き管は地中のガスの種類や濃度の計測のために設置されたもので、ガスの空中拡散は目的ではない。地中のガス抜き管は約 100 メートル間隔であり、ガスを集められる範囲は一部に限られる」との回答でした。

ガス縦抜き管の高さ(2～3メートル)はガスを吸わずに測定するには適した高さのように思いますが、ガスを空中拡散するにはあまりにも低すぎます。

ガス抜き管の測定結果を見ると、二酸化炭素以外は毎日どこかで基準値を超え、測定器の計測上限を超える日も多くあります。例えば、一酸化炭素の基準値は 50ppm ですが、それをはるかに超える計測上限の 2000ppm 以上を連日記録しています。1600ppm 以上で、2 時間以内に死に至るとされる高濃度です。

(1)ガス抜き管についての上記の施設組合の説明は事実ですか。

①ガス抜き管設置の主な目的はガスの測定のためですか。

②管と管の間隔が広すぎて、一部のエリアのガスしか集められないと思います。ガス抜き管は労働者や入場者の安全確保に有効に機能していると思いますか。

③上記、自見万博担当大臣の「ガス抜き管により空中拡散しているので大丈夫」の答弁後にメタンガス爆発事故が起きました。現時点で答弁内容は正しいと思いますか。

(2)大阪市との貸借契約の時に添付された『北港処分地「夢洲 1 区」平面図』で分かるように、GW エリアの南地域では、最終埋め立て層にガス抜き管はほとんど敷設されていません。管の敷設が約 100 メートル間隔であることに加え、このことが昨年 3 月 28 日のメタンガス爆発事故や各種ガスの大量発生の一因ではありませんか。見解をお聞かせください。

(3)基準値を超える有毒ガスを排出しているガス縦抜き管の高さは 2～3メートルです。これでは、横風で労働者や入場者が高濃度の有毒ガスを吸う危険性が極めて高いと思います。それを防ぐにはもっともっと高くすべきではありませんか。

(4)万博協会は、以前からガス縦抜き縦管を人の立ち入らない場所に移設すると言ってきました。現在の移設の詳細を教えてください。

①移設が終わった数と位置、移設が終わっていない数と今後の計画。

②移設の方法…周辺部は横抜き管を延長すれば容易かもしれませんが、GW エリアの中心部の移設方法を教えてください。

③移設された管の高さや直径などの仕様。

5. パビリオンエリアの有毒ガスの計測

夢洲 2 区のパビリオンエリアの地下土壌は建設残土の他、河川の浚渫土砂も埋め立てられており、1 区と同様に各種有毒ガスが発生する恐れがあります。

大催事場や電気・通信設備の地下ピットのガスデータは公表されていますが、各国パビリオンの室内や地下ピットの各種ガスのデータは公表されていません。

(1)なぜ、公表しないのですか。

(2)データを取っていないのですか。

以上ご回答をよろしくお願いいたします。

メタンガス爆発事故から1年…あの対策、どうなった？

「会期中の安全対策（メタンガス等）について」万博協会ホームページより

- ① 東トイレ・西トイレの便器や配管周囲にシール等を設置し、機械換気設備を設置し、強制換気。地下ピット、室内、天井内に、ガス検知器を設置。
- ② マンホール等の蓋の有孔化等を行い、滞留するガスを排出。
- ③ ガス濃度測定を継続的に実施し、HPにて、測定値を毎日お知らせすることを検討。
来場者等が分かりやすい公表内容もあわせて検討（工事期間中も、測定結果を定期的に公表）

爆発事故記者会見での発言（2024年6月24日）

記者：「開催期間中に起きてもおかしくなかったのではないか」

万博協会：「…火は使わない店ということで募集をいったんはしているので、それがどこまで皆さんに徹底できるかっていうところにかかってくると思う」

『今日のメタン』みたいな感じで、毎日人を入れる前にお知らせしようかなと考えています」

記者：「国際社会からしたら、なんでそんな所で万博を開いているのかっていうところで、なかなか理解が得られないんじゃないかと思うんですけども、こういった場所で、万博を開くことが適切だとお考えでしょうか」

万博協会：「協会は『ここでやれ』『対策をして開催しろ』と言われているので、その答えは、わたしらに見解はないです。来場者の安全を守るというのは、主催者の当然の義務というか、開催の前提になりますので、そこは信じて来ていただいて、楽しんでくださいと」

そこで、万博協会に聞いてみた！

※（大阪・関西万博 総合コンタクトセンター：0570-200-066 20秒ごとに10円）

Q：開幕すれば毎日ガス濃度を発表するそうだが、どの場所（ホームページも含む）に何時に掲示するのか。検出値によって、開場を遅らせたり、休場したりする基準は？ 誰がいつ判断するのか。

Q：「協会の責めに帰すべき事由による中止の場合、払い戻しを行うこともある」となっているが、その基準は？
中止の場合、チケットの払い戻しはどのように行うのか、メールで事前に？ 当日中止の場合

Q：オール電化で、「火を使わない店で」と言っていたのに、持ち込み禁止のはずのガスボンベを使うと聞いたが、会場内の調理の際、屋内飲食店、キッチンカーでの火の取り扱いはどうなっているのか。

A：万博協会の回答

（電話での回答と、3/10日時点のHPを確認したもの）

- ・現時点で発表できる内容はない。
- ・まだ決まっていないのか、HP掲載以上のことはこちらには何も回ってきていない。
- ・申し訳ないが、こちらではわからない。
- ・お問い合わせの件は上に伝えておきます。

Q：マンホールのふたに穴をあけ、ガスが放出しやすくに舗装を工夫するといっているけど、マンホールや地表から放出されるガスについてはどのように測定するのか。

Q：会場内は火気厳禁で、路上喫煙も禁止になって、西ゲートの喫煙所は、メタンガスが出ているから設置を断念と報道されたけど、喫煙や吸い殻のポイ捨てによる引火は防げるのか？ 対策は？

夢洲カジノを止める大阪府民の会
<https://vosakaf.net/>
 〒536-0008 大阪市城東区関目 6-4-2-103
 山川よしやす（事務局長）電話 090-8536-3170
 メール：stop-casino@vosakaf.net



当会 HP ↑